

報道関係者 各位

令和6年8月30日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐藤 博幸

賃金指導官 我妻 一広

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田県最低賃金が変わります

～ 令和6年10月1日から時間額951円へ ～

概要

1 改定内容

秋田県最低賃金は、次のとおり改定されます。

時間額 951円〔現行 897円〕
(引上額 54円)

効力発生日 令和6年10月1日

2 審議経過等

- 秋田県最低賃金の改定について、令和6年7月3日に秋田労働局長から諮問を受けた秋田地方最低賃金審議会（長岐和行会長）は、秋田県内の各種経済・雇用・賃金統計資料、賃金実態調査結果等を基に、慎重に調査審議を行い、8月5日、秋田県最低賃金を現行の時間額897円から54円引き上げて951円に改定することが適当であるとの答申を行いました。
- 上記（1）の答申に対して、8月20日までに秋田県労働組合総連合ほか11団体代表から（裏面参照）、異議の申出がなされましたが、秋田地方最低賃金審議会は、8月21日に審議した結果「8月5日付けの答申どおり決定することが適当である。」との結論に達し、秋田労働局長に報告しました。
- 上記（2）の報告を受け、秋田労働局長は、秋田県最低賃金を時間額951円に改定することを決定し、本日（8月30日）官報公示を行いました。これにより、改定後の最低賃金は、令和6年10月1日から効力が発生することになります。
- 秋田県最低賃金の改定の推移（10年間）は、別添のとおりです。

異議申出団体

- 1 秋田県労働組合総連合（議長 越後屋 建一）
- 2 秋田県春闘共闘懇談会（代表委員 奥井 明子）
- 3 秋田県医療労働組合連合会（執行委員長 奥井 明子）
- 4 秋田県農業協同組合労働組合
- 5 中通病院労働組合（執行委員長 高村 美幸）
- 6 市立横手病院労働組合（執行委員長 高橋 洋）
- 7 秋田県高等学校教職員組合（執行委員長 小林 正人）
- 8 日本自治体労働組合連合秋田県本部（中央執行委員長 本間 渉）
- 9 秋田県公務公共一般労働組合（執行委員長 本間 渉）
- 10 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部（執行委員長 高橋 正彦）
- 11 秋田県地域一般労働組合（執行委員長 小笠原 猛）
- 12 全日本年金者組合秋田県本部（執行委員長 大坂谷 邦雄）

秋 田 県 最 低 賃 金 の 改 正 推 移

秋田労働局

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中賃目安額	16	21	22	23	26	示さない	28	30	39	50
引上額	16	21	22	24	28	2	30	31	44	54
目安比較	±0	±0	±0	+1	+2	+2	+2	+1	+5	+4
改正最賃額	695	716	738	762	790	792	822	853	897	951

